用　語　の　解　説

1　共通

用　語	解　　説
登記事件	登記の申請若しくは嘱託，又は職権により登記を完了した事件をいう。
件数	申請情報又は嘱託情報ごと，かつ，登記の目的ごとに１件として計上している。
個数	個数の計上方法は，次のとおりである。 ①　不動産登記　土地の筆数又は建物の個数 ②　動産譲渡登記　動産の個数 ③　債権譲渡登記　債権の個数 ④　立木の登記　立木の集団数 ⑤　船舶の登記　船舶の隻数 ⑥　財団の登記　財団の個数 ⑦　農業用動産抵当に関する登記　農業用動産の個数 ⑧　建設機械の登記　建設機械の個数 ⑨　鉱害賠償額の登録　賠償額を登録した土地の筆数又は建物の個数

2　不動産登記及びその他の登記関係（第１表～第15表及び第60表～第82表）

表番号	用　語	解　　説
１表～ ３表	不動産登記	土地に関する登記及び建物に関する登記をいう（立木に関する登記及び財団に関する登記は含まない。）。
１表 ３表 ７表	筆界特定（事件）	不動産登記法（平成16年法律第123号）第131条に規定する申請事件をいう。「新受」は，当該年に受け付けた筆界特定の申請の件数をいい，「処理」（又は「既済」）は，当該年に手続を終了した筆界特定の申請の件数をいう。
１表～ ３表 71表 82表	成年後見登記	後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第１条に規定する後見登記等をいう。
２表	（うち）オンライン申請によるもの	不動産登記法その他の法令の規定により電子情報処理組織を使用して登記の申請がされた登記事件の件数をいう。
	その他の登記	立木に関する登記，船舶に関する登記，財団に関する登記，農業用動産抵当に関する登記，建設機械に関する登記，企業担保権に関する登記，夫婦財産契約に関する登記及び鉱害賠償に関する登録をいう。
４表 ５表 ８表 13表 14表	相続その他一般承継による所有権の移転	相続（相続人に対する遺贈を含む。），旧民法による家督相続又は遺産相続，遺留分減殺，合併その他の法人の一般承継（会社分割を除く。）を登記原因とする所有権の移転の登記をいう。
	遺贈又は贈与による所有権の移転	遺贈（相続人に対する遺贈を除く。），贈与又は死因贈与，寄附行為を登記原因とする所有権の移転の登記をいう。

	売買による所有権の移転	売買を登記原因とする所有権の移転の登記をいう。
	その他の原因による所有権の移転	上記以外を登記原因とする所有権の移転の登記をいう。
４表 ８表 13表	敷地権である旨の登記	不動産登記法第46条に規定する敷地権である旨の登記をいう。
６表 ９表 11表	土地改良・区画整理	土地改良登記令（昭和26年政令第146号）第４条又は土地区画整理登記令（昭和30年政令第221号）第４条第１項に規定する換地処分による登記をいう。
	地図訂正	地図，地図に準ずる図面，土地所在図及び地積測量図の訂正をいう。
	筆界特定がされた旨の記録	不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第234条に規定する筆界特定がされた旨の記録をいう。
６表 ９表 12表	敷地権の表示	不動産登記法第44条第１項第９号に規定する登記事項の登記をいう。
	建物所在図訂正	建物所在図，建物図面及び各階平面図の訂正をいう。

３　商業・法人登記関係（第１表～第３表及び第16表～第59表）

表番号	用　語	解　　説
２表	商業・法人登記	商業登記（会社の登記並びに商号，未成年者，後見人及び支配人の登記），会社以外の法人の登記，投資事業有限責任組合契約の登記，有限責任事業組合契約の登記及び限定責任信託の登記をいう。
	（うち）オンライン申請によるもの	商業登記法（昭和38年法律第125号）その他の法令の規定により電子情報処理組織を使用して登記の申請がされた登記事件の件数をいう。
３表 17表 32表 33表 35表	特例有限会社	旧有限会社法（昭和13年法律第74号）の規定による有限会社であって，会社法（平成17年法律第86号）の施行後もその商号中に有限会社という文字を用いて存続している株式会社をいう。
16表ほか （※１）	組織変更	株式会社が合名会社,合資会社若しくは合同会社になること,又は合名会社，合資会社若しくは合同会社が株式会社になることをいう。
17表 32表 33表 35表	商号変更	特例有限会社が株式会社に商号の変更をすることをいう。
34表～ 38表	商号の変更（「登記事項の変更」欄）	商号（会社名）を変更する登記をいう。
18表ほか （※２）	種類変更	持分会社（合名会社，合資会社又は合同会社）が別の種類の持分会社になることをいう。

21表 39表～ 42表	営業所の設置	初めて日本における代表者を定めた場合にする外国会社の登記をいう。日本に営業所を設置していない場合にする「日本における代表者の選任の登記」を含む。
31表 59表	終了	信託法（平成18年法律第108号）第163条若しくは第164条に掲げる事由による信託の終了又は限定責任信託の定めを廃止する旨の信託の変更（同法第149条及び第150条）をいう。
33表	合併設立	新設合併による設立の登記
	商号変更設立	商号変更による設立の登記
	組織変更設立	組織変更による設立の登記
	種類変更設立	種類の変更による設立の登記
	分割設立	新設分割による設立の登記
	合併資本増加	吸収合併による資本金の額の増加の登記
	分割資本増加	吸収分割による資本金の額の増加の登記
	合併解散	吸収又は新設合併による解散の登記
	商号変更解散	商号変更による解散の登記
	組織変更解散	組織変更による解散の登記
	種類変更解散	種類の変更による解散の登記
	分割資本減少	吸収又は新設分割に伴う資本金の額の減少の登記
34表 35表	休眠会社の解散	会社法第472条の規定により解散とみなされた会社について登記官が行う職権による解散の登記であり，外数である。

※１　「16表ほか」には，17表～20表，32表～39表及び42表を含む。
※２　「18表ほか」には，19表，20表，32表，33表及び36表～38表を含む。

４　登記事項証明書の交付等関係（第83表及び第84表）

表番号	用　語	解　　説
84表	登記事項証明書	登記記録に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面で，登記簿の謄本・抄本と同じ内容のものであり，登記事務がコンピュータ化された登記所において交付されている。
	登記事項要約書	登記記録に記載されている事項の概要を記載した書面で，登記簿の閲覧に代わるものとして登記事務がコンピュータ化された登記所において交付されている。
	登記情報提供	登記所が保管する登記情報をインターネットを利用してパソコン等の画面に表示することをいう。
	登記識別情報	登記の申請がされた場合に，当該登記により登記名義人となる申請人に，その登記に係る物件及び登記の内容とともに，登記所から通知される情報をいう。
	概要記録事項証明書	動産譲渡登記事項概要ファイル又は債権譲渡登記事項概要ファイルに記録されている事項を証明した書面をいう。
	筆界特定書	不動産登記法第143条第１項に規定する筆界特定の結論及び理由の要旨を記載した書面をいう。